

地域情報化アドバイザー紹介・派遣に関する

実施要綱および関係資料

平成22年11月

財団法人全国地域情報化推進協会

地域情報化アドバイザー紹介・派遣に関する実施要綱

平成22年11月26日

財団法人全国地域情報化推進協会

(目的)

第1条 この要綱は総務省が委託する「地域における情報化人材のニーズ及び知見・ノウハウ面の支援の在り方に関する調査研究の請負」業務の一環として、実施する地域情報化アドバイザーの紹介および派遣に関して必要な事項について定める。

(地域情報化アドバイザーの定義)

第2条 地域情報化アドバイザーとは、ICTによる地域再生を知見・ノウハウ面から支援するため、総務省より委嘱された者をいう。

(地域情報化アドバイザーの業務)

第3条 地域情報化アドバイザーの業務とは、前項を目的として紹介および派遣を申請する団体等（以下、申請団体）に対し、当該地域に対する地域情報化活動に対し助言または、啓発等を行うこととする。

(地域情報化アドバイザー紹介・派遣に係る事務手順)

第4条 地域情報化アドバイザー紹介・派遣に係る事務手順は、本協会が別途定める。

(情報の開示内容および範囲)

第5条 本協会は紹介および派遣にあたり、地域情報化アドバイザーから申告を受けた基本情報（氏名・所属団体・部署名・役職・連絡先住所・連絡先電話番号・連絡先電子メールアドレス・旅費計算の起点となる拠点名称および住所・旅費計算の起点となる拠点の最寄駅の名称・職歴・資格・免許・対応可能業務・対応可能分野・対応可能課題・対応可能プロセス等）の内、アドバイザーの許可を受けた上で必要最低項目（連絡先電話番号・連絡先電子メールアドレス、その他派遣調整に必要と思われる事項）を申請団体の要求に対して開示する。

(情報の利用条件)

第6条 申請団体においては、紹介および派遣の申請の際、知り得た地域情報化アドバイザーに関する情報を紹介および派遣以外の目的で使用することを禁止する。

2 地域情報化アドバイザーにおいては、業務の履行に際し知りうる申請団体の情報については、当該団体の許可なく、また当該業務の履行以外の目的で使用することを禁止する。

(派遣に係る経費)

第7条 地域情報化アドバイザーを派遣する際に係る経費(交通費、宿泊費、謝礼または日当)については、支給する。ただし、アドバイザーへの旅費支給に関しては、総務省所管旅費取扱規程(平成20年3月28日総務省訓令第23号)に準じた支払いとする。謝礼または日当は、1回(1日)あたり、22,222円(源泉税込み)を上限とする。また、経費の全部または一部支給の受け取りを辞退した場合は、これを妨げず、申請者自身の謝礼についてもこれを妨げない。

2 派遣制度を利用する場合、自治体等申請者側が前項に関する金銭負担は無いものとする。

(派遣回数または日数の上限)

第8条 地域情報化アドバイザーを派遣する回数の上限は、一案件につき年度内3回まで(平成22年度分)とする。ただし、3回を超える特段の事情がある場合は、総務省情報流通行政局地域通信振興課の判断により、5回まで延長することができる。また、一案件に対する滞在日数の上限は累計で3日とする。

(情報化プロジェクト等に継続してアドバイスを受ける場合)

第9条 前条項において3回目(5回目)の派遣後も、引き続きアドバイスを受けたい場合、派遣制度を利用せずに自治体が個別に地域情報化アドバイザーへ依頼をすることを妨げない。その場合、日当等の条件については地域情報化アドバイザーと申請者が個別に交渉する。

(講演会の講師等、地域情報化アドバイザーの派遣を受ける場合)

第10条 地域情報化アドバイザーの意向・都合により、講演等には派遣できない場合がある。

ただし、派遣制度を利用せずに自治体が個別に地域情報化アドバイザーへ講演依頼をすることを妨げない。その場合、日当等の条件については地域情報化アドバイザーと申請者が個別に交渉する。

(その他)

第11条 本要綱は協会が別途定める寄付行為および委員会規程に順ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年11月26日から施行する。

地域情報化アドバイザー紹介・派遣に係る事務手順

